

高校1年生の保護者の方へ

高校生等入学給付金のお知らせ

長崎市教育委員会

長崎市では、高等学校等入学に伴う経済的負担軽減のため、次の要件を満たす経済的に困りの保護者に対し、入学給付金として入学した生徒1人につき 63,200円 を給付しています。(返済不要) ※給付の時期は、審査後10月頃の予定です。

1 対象者の要件

今年度高等学校等に入学した生徒の保護者で①～③にすべて該当する方

① 長崎市内に住所を有する

② 本年度の市民税所得割が課税※されている

本年度5月～6月に届く市・県民税税額決定通知書で確認できます。

③ 下記のいずれかに該当（就学援助（準要保護世帯）に準ずる基準）

- ・生活保護の停止・廃止の決定を受けた※
- ・市民税、個人事業税、固定資産税又は国民健康保険税の減免を受けている（天災などによる減免）
- ・国民年金の保険料が免除されている（全額・3/4・半額に限る）
- ・児童扶養手当の支給を受けている
- ・生活福祉資金の貸し付けを受けている
- ・日雇労働被保険者手帳の交付を受けている
- ・世帯の合計所得金額が基準額以下（下表のとおり）
- ・災害、負傷、病気療養など理由による減収で子どもを修学させるのが困難である

(単位：千円)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人
所得額	2,256	2,658	2,972	3,384	3,941	4,533	5,097	5,342	6,103	6,410



※生活保護世帯、保護者全員が市民税所得割非課税の場合は、本制度の対象外です。
県の制度である「高等学校等奨学給付金」をご利用ください。(詳細は各学校へご確認ください)

2 申込方法

電子申請用

電子申請（右QRコードまたは長崎市HPから）

なお、申請の際は、在学証明書及び必要な書類を添付してお申し込みください。

※ 長崎市HPは「子育て・学び/学校・教育（教育委員会）/支援制度」から。

※ インターネット環境が無い場合等、電子申請ができない場合は、下記へご連絡下さい。



3 申込期間 令和7年6月1日（日）～6月30日（月）まで

※期限前及び期限後の受け付けはできませんのでご注意ください。

※通信状況等の理由で申込期間を超過した場合は、給付不可となりますので、余裕を持った申込をお願いします。

4 問い合わせ先

長崎市教育委員会学務課（市役所12階）

〒850-8685長崎市魚の町4-1 教育委員会学務課就学支援係

電話(代表) 095-822-8888 (あじさいコール)

095-829-1196(直通)

5 申請にあたっての注意事項

○長崎県の「高等学校等奨学給付金」の対象となる方（生活保護受給世帯、市民税所得割非課税世帯）は、**長崎市高校生等入学給付金**の対象にはなりません。なお、市民税所得割額は、市・県民税の税額決定通知書の「**市民税所得割額**」の欄で確認ができます。

【参考イメージ】市県民税が給与引き(特別徴収)の場合

税	市民税	税額控除前所得割額 ④			
		税 額 控 除 額 ⑤			
		所 得 割 額 ⑥			
		均 等 割 額 ⑦			
	県民税	税額控除前所得割額 ④			
		税 額 控 除 額 ⑤			
		所 得 割 額 ⑥			
		均 等 割 額 ⑦			

この欄で確認できます。

(金額の記載があれば、市民税
所得割が課税となります。)

○対象となる「高等学校等」は、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程及び中等教育学校の後期課程です。ただし、**通信制(全日コースも含む)及び特別支援学校は対象外**です。(通信制の場合、県の補助制度の対象となる場合がありますので、詳細は通っている学校にお尋ねください)

○長崎市外の高等学校に通学する場合も対象になります。ただし、単身赴任等で保護者のみが市外から長崎市内に転入している場合は対象になりません。

6 申請に必要な書類((1)(5)は全員必須。(2)～(4)は該当する場合のみ)

- ☐ (1) **在学証明書** (対象となる生徒が在学する学校で取得。)
- ☐ (2) 申請理由への該当を証明する書類 (添付不要な申請理由もあるためHP参照)
- ☐ (3) 本年1月1日の住所が長崎市外の場合、本年度の所得課税証明書
- ☐ (4) 単身赴任の場合、単身赴任の証明 (勤務先で取得)
- ☐ (5) 口座の通帳の写し (金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義がわかるページ)